

社会福祉法人らしさを発揮し、発信する機会

—それぞれの法人のアイデアと工夫が地域を活かす—

平成28年11月11日、改正社会福祉法の施行に伴う関連政省令が公布され、それに伴い、同日、厚生労働省より関連通知等が発出されました。今回の社会福祉法人制度改革の柱は、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組を実施する責務、⑤行政関与の在り方です。既に多くの社会福祉法人が、公布前からさまざまな取り組みを進めています。

今回は去る10月26日に開催された「地域における公益的な取組実践発表会」の様子と併せていくつかの事例を紹介します。

社会福祉法人の意義

今回の改正に関連して、11月11日に厚生労働省から発出されている通知の中で、社会福祉法人の今日的な意義が次のように示されています。

社会福祉事業や公益事業に係るサービスの供給・確保の中心的役割を果たすことのみならず、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、積極的に地域社会に貢献していくことにある。

既存の事業を充実させ、自ら提供するサービスの質を高めていくとともに、地域の福祉サービスが不足する場合には、既存の社会福祉制度の枠組みの内外を問わず、新たなサービスを積極的に創出していくことが求められています。

どのような福祉ニーズが地域には存在しているのか、あるいは潜在しているのか、今まで以上に地域や利用者への声を傾け、声にならないニーズにも向き合っていく姿勢と、一層の実行力・実践力が求められています。

6月1日に出された通知では、平成28年改正で規定された第24条第2項のいわゆる「地域における公益的な取組」について、その趣旨等が示されています(下記参照)。社会福祉

充実残額の有無に関わらず、全ての社会福祉法人が対象となっており、取り組みの内容については、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することとされています。

取り組むべき内容が具体的に示されているわけではありませんが、該当しないものの考え方が示されていますので、自法人での取り組みが、いわゆる「地域における公益的な取組」に当たるかどうかは精査が必要です。

今こそ、社会福祉法人らしさを発揮する機会と捉えて、社会福祉法人としての存在意義をしっかりと示していくことが肝要です。

【別添1】

平成28年改正法第24条第2項のいわゆる「地域における公益的な取組」の考え方について

○以下については、平成28年改正法第24条第2項のいわゆる「地域における公益的な取組」の該当性を法人等が判断する場合の参考として考え方を示すものであり、個々の取組については法人が地域の福祉ニーズを踏まえつつ、法律の趣旨(前記要件等)に則して判断する必要があります。

- なお、
- ア 「地域における公益的な取組」は、以下の例に限定されるものではないこと
 - イ 「地域における公益的な取組」に該当しない場合であっても、法人が行うことができる公益事業に該当する場合があることを念のため申し添えます。

①社会福祉事業又は公益事業を行う場合に当たっては提供される福祉サービスであること
 ・地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得ますが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり、「地域における公益的な取組」に該当しません。
 ・環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しません。

②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対するものであること
 ・要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得ますが、自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
 ・子育て家庭への交流の場の提供は該当し得ますが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものですが、「地域における公益的な取組」に該当しません。
 ・家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得ますが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。

③無料又は低額な料金を提供されること
 ・自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しませんが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得ます。
 ・法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当します。

平成28年6月1日社援基発0601第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知より抜粋

	公益的な取組(責務) (第24条第2項)	地域公益事業 (第55条の2 第4項)
事業の範囲	社会福祉事業、 公益事業の一部	公益事業の一部
対象	すべての社会福祉法人	社会福祉充実残額 がある法人の一部
財源の考え方	フロー ※費用の有無を問わない	ストック ※社会福祉充実残額を充てる
社会福祉充実残額	有無を問わない	有
所轄庁の関与	現況報告書による報告	社会福祉充実計画の承認
関係者の意見	不要	要 (「事業区域」の住民その他関係者からの意見を聴く)

全国社会福祉法人経営者協議会「平成28年度都道府県経営協セミナー」資料より抜粋

しっかりとした取組は発信してこそ

去る10月26日、新横浜プリンスホテルにて、全国社会福祉法人経営者協議会の主催により、第1回「地域における公益的な取組実践発表会」が開催されました。

464名の方が参加し、29の実践発表と26点のポスター発表がされました。本県は実践発表が2法人、そして、ポスター発表が5点と他県に比べて多くの発信がなされました。発表者は5分という短い時間の中で、スライドや写真を駆使して説明していたのが印象的でした。

発表事例に出てくる対象となる方は、子どもから高齢者まで多様です。運転手付きで送迎車両を提供し、一人暮らしの高齢者の「ショッピングツアー」を実践する法人では、買い物が一時的な目的ですが、地区の民生委員や町内会の役員が添乗員になることにより、一人暮らしの方の状況把握や孤立予防につながる二次的効果を発表していました。

また、別の法人の発表では、地元の建築会社と連携して建築角材を提供してもらい、それを加工して積み木を作り、地元の保育園に届け、交流を図る取り組みを話していました。一つひとつ手作りのため形は違いますが、それがノーマライゼーション

の考え方を社会へ伝えていくことにもつながると話していました。

その他にも、子育て交流広場の運営や地域カフェの運営、閉店したスパーを官民一体の取り組みで復活させた事例などが発表されていました。発表事例の主なテーマは次のとおりです。発表事例は今後、全国社会福祉法人経営者協議会のホームページにも掲載されます。

〈発表事例の主なテーマ〉

- 生活困窮者への一時宿泊所の提供
- 空き家を利用した居場所づくり
- 大学との連携による地域活動
- ユニバーサル就労支援
- 生計困難者へ現物支給による支援
- 転居を希望する高齢者への支援
- 地域の高齢者への買い物支援
- 災害時における地域の高齢者の一時支援
- 地域の高齢者世帯への除雪支援



このように、多くの社会福祉法人では、地域に根ざした、福祉ニーズに対応する取り組みを既に実践していますが、それを積極的に発信し、より多くの方に知ってもらうことで、

さらなる活動の厚みや展開が見えてくるのではないのでしょうか。

情報発信は人材確保にもつながる

今年度、本会経営者部会主催の研究を受講した社会福祉法人が協力し、県内の大学を訪問する活動を続けています。その中で、多くの大学の担当から聞かれる声は、どの施設・法人がそれぞれの学生に適した就職先なのか、求人票だけでは判断しづらいということです。

学生は、給料などの条件面を重視しながらも、志望動機の上位には「社会の役に立ちたいから」「自分の考えを表現できる場所だと感じたから」などの理由をあげています。

厳しいながらも着実に人材を確保している法人のホームページを見ると、その多くが丁寧な情報発信をしているのが見て取れます。

また、そうした情報発信が地域のボランティアを呼び込むことにつながったり、企業や支援者との出会いを生み、思わぬ展望が拓けることもあります。取り組んでいることの情報発信の工夫もこれからの大きなポイントです。

県内の法人の中には、施設の敷地の境であった壁を撤去して、地域の庭のような空間づくりを手がけているところがあります。その法人では、

SNSを使ってその様子をリアルタイムに発信しています。「刻一刻と変わる様子をたくさんの方と共有しているうちに、いつしか自分も参加しているような気持ちになる」と担当者は話していました。今ままであまり話すことのなかった、近隣の店員から話しかけられるようになったり、施設とは関係性のなかった子どもやお年寄りが、気軽にその庭で休憩していたりするそうです。




(左)参加法人の一体感を高めるために作成したロゴマーク
(右)本会経営者部会「福祉の魅力発信PR力アップセミナー」の1コマ

公益的な取組の一つの形 かながわライフサポート事業

平成25年8月に開始した本事業は4年目を迎えました。福祉現場の最前線で相談支援にあたるコミュニケーションソーシャルワーカーの数は2百名を超え、支援件数も385件（11月末現在）となりました。

現在は、生活困窮の解消に向け、多様な就労機会の創出・確保に向けた、いわゆる中間的就労の「かながわジョブサポート」を積極的に推進しています。本会経営者部会の「社会福祉法人改革対応セミナー」でも、その取り組みを紹介しました。

かながわジョブサポート


生活SOS

多様な人材を育成して、 将来の活躍人材へ

何らかの事情で、生活困難を抱えている人々。不器用かもしれない、少し慣れるまで時間がかかるかもしれませんが、「何とか働いて自立した生活をしたい!」と切に願う人々を、応援しませんか? 正直、最初から、今ある業務をそのまま出来る人は少ないかもしれません。しかし、就労時間を短くしたり、働く日にちを限定したり、ほんの少し仕事内容に工夫があれば、十分に活躍できる人が多くいます。そして、きちんと育成できれば、将来活躍してくれる人もいるでしょう。そのような人々を受入れることで、法人・施設・事業所の業務改善や見直しにつながり、効果的な人材マネジメントにつながるようになります。

今日、社会福祉法人制度改革がすすめられ、社会福祉法人による公益的な活動が義務付けられました。これまで以上に、市民に見える形で地域に貢献していくことが求められています。未来の神奈川の福祉人材確保のため、また地域の社会貢献のため、かながわジョブサポートへのチャレンジを、ぜひご検討ください。

法人・施設・事業所にはこんなメリットがあります

- ◎ 中期的な育成型人材確保につながる
- ◎ 職場環境の見直しの機会になる
- ◎ 社会貢献になる

その人の体力や体調、状況に合わせてこんな「工夫」があると働くことができます

就労時間の工夫

- ・短時間就労
- ・週2、3日就労
- ・午後からの出勤 など

仕事内容の工夫

- ・清掃・配膳等間接的な仕事
- ・資料整理など既存の業務の1部を仕事として切り出す

このような方が「配慮付き就労」を希望しています

- ◎ 定年退職をしたが年金が少なくなってしまう働き手
- ◎ 不安定収入のため安定した仕事を探したいが新しい事に挑戦する勇気がない若者
- ◎ 派遣の技術職で働いてきたが40代・50代になり世代交代で派遣先が見つからない方

（雇用の場合）

就労形態の工夫

- ・アルバイト勤務
- ・非常勤勤務 など

かながわライフサポート事業中間的就労小委員会
(関係先) 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス推進部 ライフサポート担当
TEL.045-311-8753 FAX.045-320-4077 MAIL.kis@knsky.jp

かながわジョブサポートへの参加よびかけチラシ

それぞれの法人のアイデア と工夫が地域を活かす

先に触れたように今回の社会福祉法改正で、「地域における公益的な取組」について、具体的な内容が示されていないのは、法人ごとの創意工夫を損なわないためです。

また、社会福祉充実残額があり、公益事業を行おうとする法人は地域協議会から意見を聞くこととされています。さらに加えるならば、法人の基本となる定款についても、準則ではなく定款例として示されるようになり、全ての法人が同じ内容にはならない状況となりました。

これらは、それぞれの法人のアイデアと工夫を柔軟に発想できる状況にあるとも言えます。また、法人内だけの議論にとどまらない、多くの方の参加を得ることが出来る機会とも捉えられます。

これまで取り組んできたことを検証して、法人内で完結していたものを地域の皆さんにも広げていくことができるか、また、地域に必要な取り組みについて、多くの人と一緒に考えていくことができるか、そういう視点が必要とされます。そして、それを実践した結果を、地域の活性化につなげていくことが求められています。

全国的に有名な(福)佛子園(石川

県金沢市)による「シェア金沢」という取り組みのコンセプトは、私がつくる街です。人が直につながり、支え合い、ともに暮らす街を目指しています。

高齢者、大学生、病気の人が、障害のある人、分け隔てなく誰もがともに手を携え、家族や仲間、社会に貢献できる街。かつてあった良き地域コミュニティを再生させる街。いろいろな人とのつながりを大切にしながら、主体性をもって地域社会づくりに参加する。まさに「地域ぐるみ」を地で行く街です。全国の優れた取り組みは、本県の実践において非常に参考になります。

よく福祉は「人」と言われますが、多様な人が法人の経営や施設・事業所の運営に携わってこそ、多様な取り組み、多様な組織形成がされるとも言えます。

地域のことを、地域の人と話し合いながら考えていく、そこには、その地域らしいアイデアと工夫が生まれることでしょう。

来年度も「地域における公益的な取組実践発表会」が開催されることと思います。その時に、本県の先駆的な活動を多くの方に知っていただくよう、地域での社会福祉法人らしさを発揮した取り組みの情報発信を引き続き進めていきたいと考えています。

(ライフサポート担当)

第781号 福祉タイムズ 2016.12.15

4